

## 令和4年 北秋田市農業委員会 第8回総会

1. 開催日時 令和4年8月12日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 第二庁舎 大教室

3. 出席委員（27名）

1番 若松一幸	2番 長岐正	3番 長崎成人
4番 佐藤政信	5番 成田博幸	7番 武石修一
10番 杉渕光則	13番 齊藤富美雄	14番 佐藤稔
15番 佐藤邦久	16番 木村正彦	17番 藤島喜美男
18番 堀部栄一	19番 金俊英	20番 武田響一
21番 近藤裕太	22番 檜森正	25番 伊藤鶴一
26番 三沢博隆	27番 鈴木豊	28番 簾内豊
29番 中嶋力藏	30番 堀部聡	31番 佐藤篤史
33番 三浦和憲	36番 長岐一志	37番 後藤久美

4. 欠席委員（9名）

6番 澤藤匠	8番 伊東誠子	9番 三澤敏行
11番 佐藤利子	12番 宮腰文義	23番 土濃塚謙一郎
24番 佐藤茂延	32番 松橋利彦	34番 金田悦子

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第32号	非農地証明交付申請の承認について
第 4	議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第 6	議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第 7	議案第36号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 8	議案第37号	令和4年度秋田県農業委員会大会における政策提案事項（案）について

## 7. 出席した事務局職員

局長 日下部 公 信                      主査 佐 藤 裕 和                      主査 疋 田 憲 匡

## 8. 議事録署名委員

20番 武 田 響 一                      21番 近 藤 裕 太

## 9. 会議の概要

事務局                      定刻となりましたので、只今より令和4年 北秋田市農業委員会 第8回総会を開会いたします。

始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。6番澤藤匠委員、8番伊東誠子委員、11番佐藤利子委員、12番宮腰文義委員、24番佐藤茂延委員、32番松橋利彦委員の6名でございます。また、9番三澤敏行委員、23番土濃塚謙一郎委員、34番金田悦子委員が遅れておりますので委員総数36名中、27名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。

会 長                      会長あいさつ（ 省略 ）

議 長                      それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長                      異議なしと認め当職より指名いたします。  
議席番号20番武田響一委員、21番近藤裕太委員にお願いいたします。  
それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。

事務局                      議案書2ページをお開きください。  
報告第1号 令和4年7月分会務報告。

（令和4年7月分会務を報告）

議 長 会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

議 長 次に報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 3 ページをお開きください。

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について。

農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。

令和 4 年 8 月 12 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以上、1 件、合計面積 2,076 m<sup>2</sup>となります。

議 長 報告第 2 号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

議案第 32 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 4 ページをお開きください。

議案第 32 号非農地証明交付申請の承認について。

次の土地について、農地法第 2 条第 1 項の「農地」以外の土地である証明申請があったので審議を求める。

令和 4 年 8 月 12 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以上、1 件、合計面積 5,607 m<sup>2</sup>となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行

なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号 17 番藤島喜美男委員からお願いいたします。

17 番

17 番の藤島です。受付番号 1 番を報告させていただきます。

調査日は 8 月 5 日、調査員は 14 番佐藤稔委員、15 番佐藤邦久委員、16 番木村委員と私、事務局から日下部局長、佐藤主査、足田主査の計 7 名で行いました。

資料は 5 ページから 8 ページになります。

6 ページを見てください。まず、上杉字相染岱の申請地は、上杉集落と桃栄集落の間にあるほ場の周辺部にありました。現状は立派な杉林となっておりました。また、上杉字硯川の申請地は、上杉団地と道城集落の間にある林の中にあり、農地への道路は現在手入れされておらず現地には到達できなかったため、立会人からの聞き取りと衛星写真で状況を確認しました。当該農地は人の背丈ほどの草が生い茂り、周辺の森林からの影響もあり原野化しているとのことで、衛星写真でも同様になっておりました。調査の結果、農地として利用することは困難であると見てきました。以上です。

議 長

議案第 32 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 32 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 9 ページをお開きください。

議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議

を求める。

令和4年8月12日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

以下、11ページの受付番号7番まで、合計面積13,180㎡となります。

なお、これらの件につきましては、別添資料1の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

受付番号1番、2番、6番、7番を議席番号16番木村正彦委員から、受付番号3番から5番を議席番号15番佐藤邦久委員からお願いいたします。

16番

16番の木村です。受付番号1番、2番、6番、7番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程藤島委員が報告したものと同様です。

受付番号の1番は資料12ページから14ページになります。

13ページを見てください。申請地は小森集落に国道285号線から少し入ったところにあります。譲受人の住宅の裏手にある畑であり、隣接している住宅でも同様に畑をつくっておりました。

次に、受付番号の2番ですが資料15ページから17ページになります。

16ページを見てください。

申請地は摩当集落のほ場の中で、集落に隣接する場所にあります。周辺は田となっており、申請地も同様に田として水稻が作付けされておりました。

次に、受付番号の6番ですが資料21ページから23ページになります。

22ページを見てください。申請地は2筆あり、新屋布集落と羽根川集落にそれぞれ隣接してありました。また現地には譲渡人が来ておりました。周辺は田となっており、申請地も同様に田として水稻が作付けされておりました。

次に、受付番号の7番ですが資料24ページから26ページになります。

25ページを見てください。申請地は阿仁根子集落の南側にありました。

周辺は草刈り等よく管理されており、申請地は作付けされていませんが、手入れされており、しっかり保全されていました。以上です。

15番 15番佐藤（邦）です。受付番号3番から5番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程藤島委員が報告したものと同様です。受付番号の3番から5番ですが、関連がありますのでまとめて説明いたします。

資料は18ページから20ページになります。

19ページを見てください。場所は、市民病院手前の交差点を下杉方面へまっすぐ向かうと左側にあり、杉苗を生産しているところです。申請人は農地所有適格法人であるとも聞いております。

周辺は畑となっており、申請地の畑も同様に苗畑として使用されておりました。以上です。

議長 議案第33号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

2番 2番の長岐（正）です。受付番号7番についてですが、申請人同士は親戚関係にありますか。譲受人の住所からは、農地まで若干遠い気がする。

事務局 親戚関係です。譲受人がこれまでも管理してきており、これまで同様に今後も管理を行っていく予定とのことでした。

議長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

（なしの声）

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第33号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め決定いたします。次に、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見

について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 27 ページをお開きください。

議案第 34 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和 4 年 8 月 12 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

以上、1 件、合計面積 28 m<sup>2</sup>となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

議席番号 15 番佐藤邦久委員からお願いいたします。

15 番

15 番の佐藤（邦）です。受付番号 1 番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程、藤島委員が報告したものと同様です。

受付番号の 1 番ですが資料は 31 ページから 35 ページになります。

32 ページを見てください。

先程事務局長の説明にもあったとおり、28 m<sup>2</sup>で僅かな面積となっています。これは、作業場予定地を横切る官地（赤線）の払い下げ部分で、農業用の作業場へ転用するという事でしたが、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。以上です。

議長

議案第 34 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 34 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 28 ページをお開きください。

議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和 4 年 8 月 12 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

( 受付番号 1 番を朗読 )

以下、30 ページの受付番号 9 番まで、合計面積 23,889.2 m<sup>2</sup>となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

受付番号 1 番、2 番を議席番号 15 番佐藤邦久委員から、受付番号 3 番から 9 番を議席番号 14 番佐藤稔委員からお願いいたします。

1 5 番

15 番の佐藤 ( 邦 ) です。受付番号 1 番と 2 番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程藤島委員が報告したものと同様です。

受付番号の 1 番と 2 番ですが、先程 4 条で申請があったものとの関連があります。

資料は 31 ページから 35 ページになります。

1 つの案件に 3 条、4 条及び 5 条が関連するのは珍しいですが、33 ページを見ていただければ一目瞭然かと思えます。

32 ページを見てください。申請地は 4 条申請 1 番と同じ場所です。現在、畑となっている場所を農業用の作業場へ転用するという事でしたが、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。以上です。

- 1 4 番 14 番の佐藤（稔）です。受付番号 3 番から 9 番を報告させていただきます。
- 調査日と調査員は先程藤島委員が報告したものと同様です。
- まず、受付番号の 3 番から 8 番ですが、資料はどれも同じで 36 ページから 39 ページになります。
- 37 ページを見てください。
- 申請地は今泉字牛坂にある田で、高速道路建設に係る残土の仮置き場とするために田を一時転用したいというものでした。
- 現地で借受人に聞き取りを行い、ここに置く残土は、すぐ近くで現在整備している土砂置場へ持っていくまでの仮置き場となることで、作付けされている水稻に対しては補償することを確認しました。また復元計画も提出されており、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。
- 次に、受付番号の 9 番です。資料 40 ページから 44 ページになります。41 ページを見てください。
- 申請地は上杉字金沢にある畑で、北秋田市民病院から大野台工業団地方面へ進んだところにありました。現在、畑となっている場所に携帯電話電波塔を建設するための工事作業ヤードとして一時転用したいという事でした。仮杭により転用部分が確認できましたが、周辺の農地に影響はないものと見受けられました。以上です。
- 議 長 議案第 35 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。
- 1 番 1 番の若松です。33 ページの図面について、現在の建物との位置関係を教えてください。
- 事務局 33 ページ右上の「55 番地 1」が、現在ある建物の敷地（宅地）です。
- 議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。
- ( なしの声 )
- 議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第 35 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 36 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 45 ページをお開きください。

議案第 36 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 4 年 8 月 12 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

事務局

今回は全て一括方式についてです。

( 受付番号 1 番を朗読 )

以下、46 ページの受付番号 3 番まで、合計面積 14,593.02 m<sup>2</sup>となります。

以上の議案第 36 号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

議案第 36 号につきまして事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 36 号について原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 37 号「令和 4 年度秋田県農業委員会大会における政策提案事項（案）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 52 ページをお開きください。

議案第 37 号令和 4 年度秋田県農業委員会大会における政策提案事項(案)について。

令和 4 年度秋田県農業委員会大会における当農業委員会からの政策提案事項について、別紙(案)のとおり決定するものとする。

令和 4 年 8 月 12 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

提案理由は、例年提出しているものですが、第 45 回秋田県種苗交換会に併せて開催される令和 4 年度秋田県農業委員会大会における政策提案の検討について秋田県農業会議より依頼があったことから、当農業委員会としての意見を提出するものです。

詳細については担当より説明申し上げます。

(担当説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。  
議案第 37 号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。  
以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして 8 月の定例総会を閉会します。